

第17号

# 横浜市報調達公告版

発行所  
横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市役所

**【調達公告】**

△ 特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始

(AIイノベーションユースケース創出・実装支援業務委託 一式) . . . . . 2

---

# 調 達 公 告

---

特定調達契約に係る公募型プロポーザル手続きの開始  
次のとおり提案書の招請を行う。

令和8年2月24日

契約事務受任者 横浜市総務局長

## 1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名及び数量  
AIイノベーションユースケース創出・実装支援業務委託 一式
- (2) 業務内容  
提案書作成要領及び業務説明資料による。
- (3) 履行期間  
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所  
提案書作成要領及び業務説明資料による。

## 2 提案書の提出者の資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、単体の企業で、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和7・8年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、種目「316：コンピュータ業務」細目「A：ソフトウェア開発・改修」の登録があること（登録順位及び事業所の所在地は不問）。ただし、参加意向申出書を提出した時点で、上記名簿について申し込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了する場合はこの限りではない。
- (3) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者特定の日までの期間に、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 過去3年以内（令和4年度以降）に国又は地方自治体における、生成AI・RPA・ノーコードツール等を活用した業務改善支援またはAI・DX活用推進施策検討の受託実績を有し、当該業務について参加意向申出書提出時点で完了していること。

## 3 プロポーザル参加の手続

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加資格の確認申請を行わなければならない。

- (1) 申請期限  
令和8年3月6日午後5時
- (2) 提出書類、提出方法、提出期間及び提出場所  
提案書作成要領による。
- (3) 前項第2号に規定する登録に関する問い合わせ先  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市財政局契約第二課（横浜市役所11階）  
電話 045(671)2186（直通）
- (4) 契約条項等に関する問い合わせ先  
〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市総務局行政マネジメント課（横浜市役所11階）  
電話 045(671)2118（直通）

## 4 提案書提出者の資格の喪失

提案書提出者の資格の確認結果の通知後、プロポーザル参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該プロポーザルに参加することができない。

- (1) 第2項に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 提案書作成要領に定める提出書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に虚偽の記載をしたとき。

## 5 提案書に必要な書類を示す場所等

本プロポーザルに係る提案書作成要領等は、次項第2号に掲げる局課において、この公告の日から提

案書提出期限の日まで閲覧に供する。

6 提案書作成要領等の交付方法等

横浜市ホームページ（ビジネス>入札・契約）よりダウンロード可能。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2026/itaku/somu/>)

また、次に掲げる期間・場所で貸出しを行う。

(1) 貸出期間

公告の日から令和8年4月3日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までを除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

(2) 貸出場所

〒231-0005 中区本町6丁目50番地の10  
横浜市総務局行政マネジメント課（横浜市役所11階）  
電話 045(671)2118（直通）

7 提案書の提出期限等

(1) 提出期限

令和8年4月3日午後5時

(2) 提出書類、提出方法、提出期間及び提出場所

提案書作成要領による。

8 提案書の無効

次のいずれかに該当する提案書は、無効とする。

(1) 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの

(2) 提案書作成要領に定める様式、提出書類又は記載上の留意事項に適合しないもの

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4) 虚偽の内容が記載されているもの

9 失格事由（審査対象外）

次のいずれかに該当する場合は、当該提案者を失格とし、審査の対象としない。

(1) 本プロポーザルに関して、評価委員会委員に対し、接触、働きかけその他不適切な行為を行った者

(2) 正当な理由なく、横浜市が指定するプレゼンテーション又はヒアリングに出席しなかった者

(3) その他、本プロポーザルの公正性を著しく損なう行為を行った者

10 受託候補者の特定

(1) 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提出者に対して、提案書の内容について個別にプレゼンテーションを求め、ヒアリング（横浜市への提案内容についての説明及び質疑応答）を行う。

(2) プロポーザルの特定方法

受託候補者特定に係る実施要領による。

11 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 経費負担

提案書の提出に係る一切の経費は提案者の負担とする。

(3) 提出された提案書の取扱い

横浜市に提出された提案書は返却しない。

(4) 契約締結の交渉

特定した受託候補者に対して、当該業務に係る契約締結の交渉を行う。

(5) その他詳細

提案書作成要領による。

(6) 契約の条件

この契約は、令和8年度横浜市各会計予算が令和8年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

12 英語要約 (Summary)

- (1) Subject Matter of the Contract: AI Use Case Development and Implementation Support Services
- (2) Deadline for Submission of Expressions of Interest: 5:00 p.m., 6 March 2026 (Japan Standard Time); for details, refer to the Proposal Preparation Guidelines.
- (3) Deadline for Submission of Proposals: 5:00 p.m., 3 April 2026 (Japan Standard Time)
- (4) Language Requirement: Japanese shall be the sole language used for all procedures related to this procurement.
- (5) Contact Point: Administrative Management Division, General Affairs Bureau, City of Yokohama, 6-50-10 Honcho, Naka-ku, Yokohama 231-0005, Tel: +81-45-671-2118